



政策目標5 豊かで魅力ある地域づくり



社会の変化に対応した 行財政運営

政策分野

- 40 公共施設
- 41 行政運営
- 42 財政基盤



政策分野40

公共施設



目指す姿

適切な公共施設の環境のもと、最適な公共サービスが提供されているまち

着眼点

- 人口が増加傾向にあった1960年代から1990年代にかけて整備されてきた多くの道路や上下水道、学校や公民館などの公共施設が、更新の時期を迎えており、その維持管理や整備などには多額の費用が必要となります。しかしながら、近年の社会経済情勢や人口の減少などからそれらの費用の確保は厳しい状況にあります。
- 社会の変化に応じた公共サービスの提供や施設の安全性の確保、財政負担の低減・平準化が求められていることから、市民や民間企業と行政が、これからの公共施設等の整備や管理、有効活用などの方向性や具体的な取組について、共に考え実践していくことが必要です。

施策1 公共施設マネジメントの推進

すべての公共施設等を対象として、その現状、利用状況等について市民との情報共有を図り、それらの維持や有効活用などについて検討を進めます。また、安全で適切な環境を持った施設の管理運営と財政負担の低減・平準化といった総合的かつ計画的なマネジメントを進め、社会状況の変化に応じた適切な施設サービスを提供します。

主な取組 ①公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントの推進

施策2 市有財産の利活用

土地や建物などの市有財産が持つ経済性を最大限発揮するよう、適正管理と有効活用を進めます。

主な取組 ①市有財産の適正な管理と遊休財産の有効活用

重要業績評価指標(KPI)

項目	現状値	目標値
市有建築物の耐震化率	81.1%(平成26年度)	95%以上(平成32年度)

これまでの取組

公共施設マネジメントの推進

- 平成25年度以降、公共施設白書やアンケート等を通じ、本市の公共施設の現状について、共通理解の促進に努めてきました。
- 地区ワークショップを開催し、地区の公共施設のあり方について地域の方々と共に考えました。
- 平成28年度に全ての公共施設の総合的な管理の基本的な考え方を示す「公共施設等総合管理計画」を策定し、第7次総合計画における重要な柱として位置づけました。

市有財産の利活用

- 平成24年2月に市有財産利活用基本方針を策定し、未利用財産の公平、公正で透明性のある利活用を進め、十分な利活用が見込まれない土地などの積極的な売却処分に努めました。

市役所内の連携の事例

- 全庁的な組織である「公共施設等総合管理推進本部」を中心に、「公共施設等総合管理計画」を策定し、全庁的に公共施設マネジメントの取組を進めています。
- 地区の公共施設のあり方を考える地区ワークショップを関係所属が連携して開催しました。
- 「市有財産利活用検討委員会」において、各部局の横断的な視点のもと、個別の未利用財産ごとに利活用方針を検討することで、市有財産の利活用を図っています。



政策分野41

行政運営



目指す姿

社会経済状況の変化に柔軟に対応し、最少の経費で最大の効果を挙げ、適切な行政サービスが持続的に提供されているまち

着眼点

- 近年の社会経済状況や人口減少により、地域経済の縮小や税収の減少が懸念されています。また、ライフスタイルの多様化や少子高齢化などにより、行政サービスの需要は高度化及び多様化してきています。市民生活を守るために、市民が求める行政ニーズを的確に捉えながら、不断の改革・改善を進めることにより、行政サービスの進化と継続性の確保が望まれます。
- 適切な行政サービスを持続していくため、限られた行政資源の選択と集中により、最少の経費で最大の効果を挙げる行政運営が必要です。また、市民と行政の情報の共有、行政事務の効率化、行政サービスの最適化、市民生活の利便性の向上のために、本市の強みであるICTや環境技術を、あらゆる事務事業に活用していく必要があります。
- 人口減少が進む会津地方の活力を維持していくため、会津地方の各自治体が一体となって広域的な課題解決に向けた取組を進めていく必要があります。加えて、国、県、県内外の自治体や企業との連携を強め、地域全体の活力の再生を図っていくことが望まれます。

施策1 市民と行政とのコミュニケーションの推進

自治による自主自立のまちをつくるため、ICTを活用した情報の収集と発信、懇談会やワークショップ、タウンミーティングなど多様な手段による市民参画の機会創出などにより、情報の共有を図りながら市民と共にまちづくりを進めます。

主な取組

- ① 広報広聴活動の充実
- ② 市政への市民参画の推進
- ③ まちの課題や状況を包括的に共有できる仕組みの構築

施策2 社会の変化に対応していく行政運営

総合計画の政策目標の実現に向けて、行政評価によるPDCAサイクルのマネジメントを通じて、社会や市民ニーズの変化に対応する事務事業の構築と、行政資源の適切な配分に努めます。

さらに、高度化及び多様化する市民ニーズや社会情勢に対応できる体制を整えるため、業務の一部を外部委託するアウトソーシングや、市民に信頼される高い意欲と能力を持った職員の育成を進めます。

主な取組

- ① 行政評価によるPDCAサイクルの行政運営とマネジメント
- ② 変化に対応できる組織編成と人材育成

施策3 行政サービスの最適化と利便性向上

行政事務について、ICTを有効に活用するとともに、事務の透明性を確保しながら、より一層効率的で的確な執行に努め、行政サービスの最適化を目指します。

窓口等における各種行政手続においても、サービスの向上に向けた取組を検証しながら、ICTの利活用による迅速化や、民間サービスとの連携などによる利便性の向上を進めます。加えて、ICTの活用にあたっては、必要な情報セキュリティ対策を講じます。

主な取組

- ① 効率的で最適な事務事業の構築と実施
- ② 各種手続における利便性・快適性の向上

施策4 広域行政の推進

将来に向けて魅力ある会津地方を創っていくため、広域的な取組により、より効率的で効果的なサービスが提供できる行政事務を進めます。

広域的な諸課題について、会津地方をはじめ、国や県、県内外の自治体や事業者との連携を強化しながら取組を進めます。

主な取組

- ① 周辺市町村との広域的な取組の推進
- ② 広域的課題への連携した対応

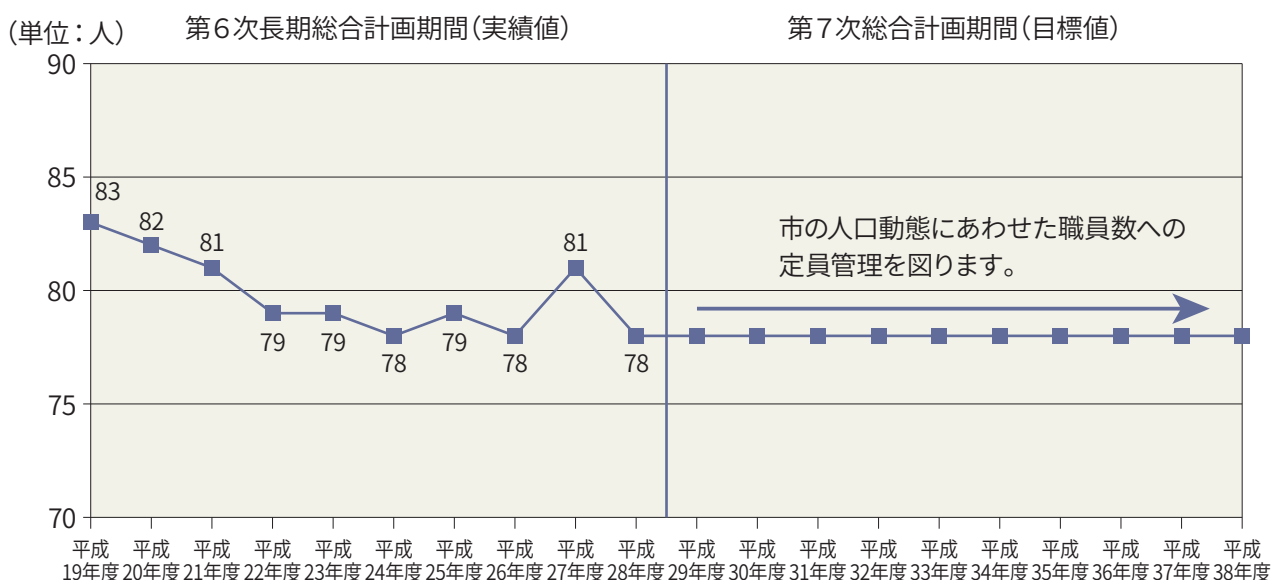
重要業績評価指標(KPI)

項目	現状値	目標値
人口1万人当たりの職員数	78人(平成28年度)	78人(平成38年度)

※市の人口動態にあわせた職員数への定員管理を図ります。

市ホームページアクセス数	153万件(平成27年度)	200万件(平成38年度)
--------------	---------------	---------------

人口1万人あたりの職員数



これまでの取組

市民と行政とのコミュニケーションの促進

- 市民の知る権利を保障するため、公文書の開示を求める権利を情報公開の制度として保障し、また、個人のプライバシーを保護することを目的として、市の個人情報の取扱いルールを明確にし、市民の市政参画の推進と市政に対する信頼の確保に努めてきました。
- 平成28年6月に自治基本条例を制定し、議会や行政が有する市政に関する情報の共有や、多様な参画機会の維持・創出により、開かれた市政の実現を図っていくことを制度として位置づけました。

変化に対応できる組織編成と人材育成

- 定員管理計画に基づき職員数の適正管理を進め、合併直後の平成17年11月の職員数1,147名と比較して、平成28年4月現在で181名を削減しました。また、「第2次会津若松市人材育成基本方針」及び「人材育成推進プラン」に基づき、年度ごとに職員研修計画を策定し、計画的・継続的に職員研修を実施してきました。

各種手続きにおける市民の利便性の向上

- コンビニエンスストアにおける各種証明書等の交付や、市民課等窓口におけるタブレットやタッチパネルを活用した各種証明書等の交付など、利便性の向上と手続きの迅速化に取り組んできました。

サービス向上運動

- 市民主体・市民本位意識の徹底と市民サービスの向上を図ることを目的として、来庁者が多い3月を「サービス向上強化月間」と位置づけ、新年度に向けて、市民サービスの点検と強化に取り組んできました。

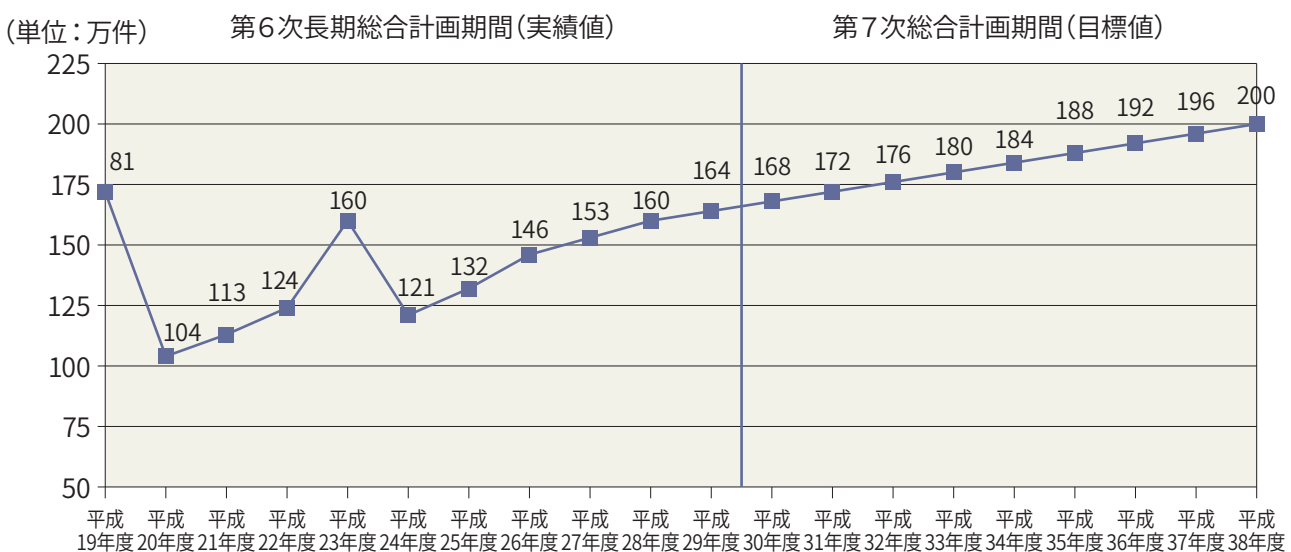
周辺市町村との広域的な取組の推進

- 会津若松市ほか7町2村が、多様化・高度化する圏域住民の要請に応えるため、水源確保、ごみ・し尿処理や広域消防、国県等への要望活動など、広域的な対応が必要とされる取組について、一体となって推進しています。

みなさんの声に応えます

- 市政への参画を進めるために、市民と行政との情報共有がさらに必要との意見をいただきました。これらに対応するため、広報活動に係る市民アンケートや市政モニターへの調査を行い、市政情報が分かりやすい内容で的確に伝わっているかを検証しています。その結果を踏まえながら今後も市政だよりやホームページ、会津若松+（プラス）など、様々な媒体を活用して情報発信に努めていきます。特に、会津若松+（プラス）による、個人の属性に応じたレコメンド（提案）や、学校と家庭を繋ぐ仕組みなどにより、必要な方へ必要な情報を届けられる仕組みづくりを進めていきます。

市ホームページアクセス数



参照

政策分野42

財政基盤



目指す姿

社会の変化に対応した財政運営と、適正な税収の確保により、将来にわたって持続可能で安定的な行財政基盤が構築されたまち

着眼点

- 本市の経済状況は、国内外の景気や社会情勢等の影響により常に変化しており、その時々状況に応じた適切な財政運営が必要となります。
- 本市の財政は、東日本大震災からの復興事業の継続的な取組や、国の制度改正による扶助費の増加等に伴い、義務的経費の増加傾向が続いており、加えて、歳入の根幹となる市税収入は、地方財政計画で国が示す水準までの伸びを見込めない状況にあります。
- 納税や税関連の各種手続に関しては、ユニバーサルデザインに配慮した窓口や、手続の簡素化及び時間短縮と、民間サービスを利用した納税や電子納税などの多様な納税環境の整備が求められています。

施策1 健全な財政運営

中期的な財政見通しに基づき、市債発行額の管理による実質公債費比率の低減、財政調整基金の安定的な確保、総人件費等の義務的経費の圧縮などをはじめとした行財政改革を継続し、健全で持続可能な財政基盤を確立します。

主な取組

- ① 中期財政見通しの策定
- ② 公債費負担適正化計画の進行管理
- ③ 財政調整基金の確実な積立て
- ④ 行財政改革の継続

施策2 税収の確保

税に関する意識の向上と情報の発信を行いながら、適正な課税・徴税を行い、持続可能な行財政運営の基盤となる税収の確保を図ります。また、税務申告等の手続の簡素化、民間サービスやインターネットを活用した納税環境の整備・充実を進めます。

- 主な取組
- ① 公平で公正な課税事務の推進
 - ② 納税者の利便性の向上
 - ③ 納税環境の整備・充実
 - ④ 適正な徴税の推進

重要業績評価指標 (KPI)

項目	現状値	目標値
実質公債費比率	10.8% (平成28年度)	全国類似団体平均値 (平成38年度)

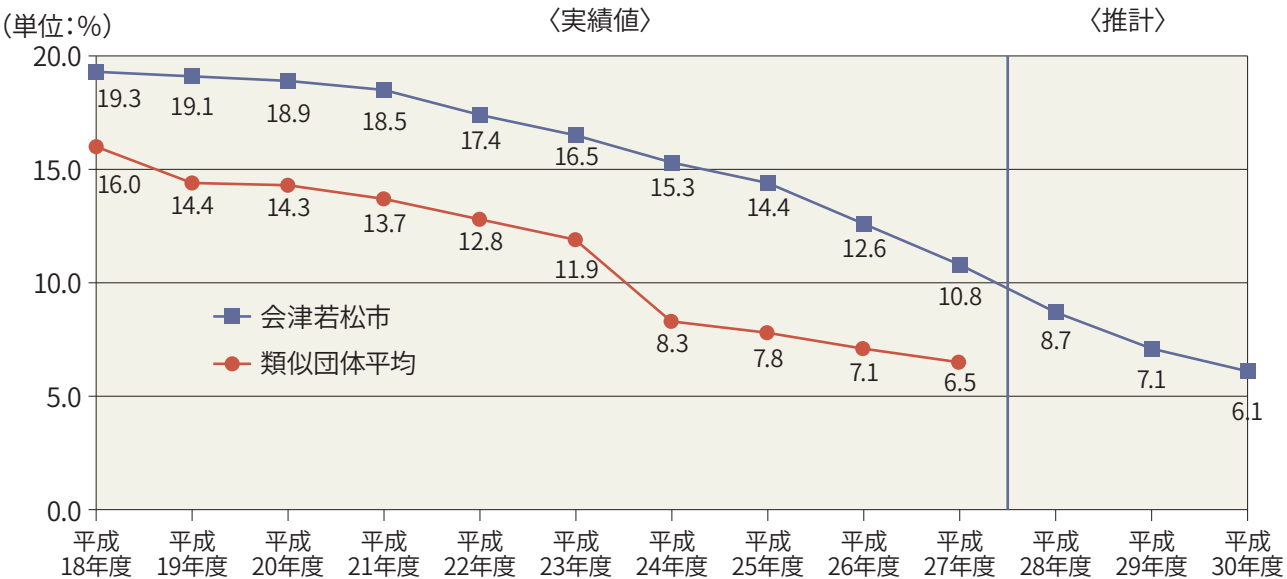
※市債の元利償還金及びそれに準ずるものの標準財政規模に対する比率。比率が高くなるほど、市債等の返済の負担が大きいと判断。本市は、全国類似団体平均値を上回っていることから、まずは全国類似団体平均値を目指します。地方債の協議制度においては前年度決算による比率が用いられます。

財政調整基金残高／標準財政規模	11.6% (平成27年度)	10%以上 (平成38年度)
-----------------	----------------	----------------

※標準財政規模は、合理的かつ妥当な水準で行政を行うための標準的な一般財源の規模で、全国一律の方法により算出。財政調整基金の残高には、一般的な適正額という考え方はないものの、市税等の市民への還元と財政運営の弾力性の確保のバランスを考慮し、標準財政規模の10%以上の維持を目指します。

市税徴収率	97.1% (平成27年度)	97.2% (平成38年度)
-------	----------------	----------------

実質公債費比率の推移 (決算ベース)



基本計画

政策目標5